

# 新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

## 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。  
この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。  
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

## ●加茂市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	住民票の続柄の表記を「縁故者」に変更できる。		○		市民課	0256-52-0080	
2	世帯員の住民票の取得			○	市民課	0256-52-0080	同一世帯に属する者であれば取得が可能。
3	犯罪被害者等見舞金 (事実上婚姻関係と同様の事情にあった者として申請が可能)		○		総務課	0256-52-0080	
4	放課後児童クラブ入会申し込み	<a href="https://www.city.kamo.niigata.jp/docs/299216.html">https://www.city.kamo.niigata.jp/docs/299216.html</a>		○	教育委員会 学校教育課	0256-52-0080	
5	放課後児童クラブへの送迎			○	教育委員会 学校教育課	0256-52-0080	
6	保育園の送迎			○	こども未来課	0256-52-0080	市内2か所の公立保育園のみ。
7	市営住宅の入居		○		建設課 管理係	0256-52-0080	